

# 仕 様 書

1. 件 名 身延町非常通報装置設置及び保守・管理業務

2. 履行場所 身延町立保育所3園、学童保育室6箇所

(1) 保育所

- ・身延町常葉988番地 身延町立常葉保育所
- ・身延町飯富110番地 身延町立原保育所
- ・身延町切石435番地6 身延町立静川保育所

(2) 学童保育室

- ・身延町西嶋1234番地 西嶋学童保育室
- ・身延町常葉1025番地 (下部地区公民館)  
下部学童保育室
- ・身延町下山10133番地 (身延地区公民館下山分館)  
下山学童保育室
- ・身延町波木井272番地1 (身延福祉センター)  
身延福祉センター学童保育室
- ・身延町相又250番地 (身延地区公民館豊岡分館)  
豊岡学童保育室
- ・身延町丸滝456番地 (身延地区公民館大河内分館)  
大河内学童保育室

3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで

4. 作業内容

- (1) 非常通報装置については、「山梨県警察非常通報装置の設置及び運用要領 (平成24年3月22日付通達 (通企) 第86号)」に則り、設置手続き等を行うものとする。
- (2) 指定場所に非常通報装置及び関連機器の設置を行い、緊急事態発生時に非常用ボタンを押すだけで自動的に動作を開始し、あらかじめ録音しておいた音声メッセージ (設置者名称・住所等) を警察の通信指令室へ通報する。さらに、通信指令課からの逆信を受信専用電話機で受信ができ相互通話機能も備えた設備機器で非常通報装置 (発報確認ランプ等) すべて統括できるシステム構築がされていること。

5. 標準仕様

・ 機器構成	非常通報装置	1 台
	受理用電話機	1 台
	110番通報ボタン	1～3 個
	発報確認ランプ	1～2 個
	音声メッセージ メモ	1 個
・ 適用回線	アナログ電話回線	(DP/PB)

- ・使用主電源 AC100V
- ・予備電源 停電補償時間を確保できるものとする。  
(最大停電時対応20時間可能)

※各施設の詳細は別紙設計書のとおり。

## 6. その他機能等

- (1) 接続電話回線が変更(DP⇔PB)になった場合は、非常通報装置本体が自動的にダイヤルの種別を変換し、通報できる機能を有すること。
- (2) 接続電話回線使用中に、ボタンを押下された場合は、通話中の相手側に電話を切る旨のメッセージを送出後、電話を強制切断し非常通報装置を優先する機能を有すること。
- (3) 押しボタンは、誤報防止回路を有し、ボタンを押した時のみ発報を行い短絡・断線・混触では発報しない機能を有すること。
- (4) 発報確認ランプの表示は、発報した時緑色が点灯し、通信指令課からの逆信により緑色が消灯し赤色が点灯する機能を有すること。
- (5) 非常通報装置本体の自己診断機能は、少なくとも1カ月毎の定期通報の予備電池チェック機能を有すること。
- (6) 常に安定した運用をするため24時間/365日の遠隔監視ができること。
- (7) 登録内容のメッセージ変更等ができる機能を有すること。
- (8) 山梨県警察本部通信指令課からの逆信への対応は、専用の受理用電話機を使用して応答が出来る機能を有すること。

## 7. 特記事項

- (1) 非常通報装置は、事前に山梨県警察本部長承認が受けられるものであること。
- (2) 押しボタンには、目視で確認把握ができる110番シールの表示をすること。
- (3) 押しボタン線等の線材は、他の線材と識別するため「非常通報装置等」明記したものとする。

## 8. 保守内容

- (1) 機械保守
  - ・24時間365日の遠隔監視
  - ・機器異常発生時は迅速な訪問修理改善措置
- ア 定期試験
  - 毎月1回、定時に通報装置本体の自己診断機能により電源(停電情報・電池)、電話回線との接続状況、録音メッセージ、ボタン線(短絡・混触・断線)を診断し、正常か異常かの結果を保守センターへ通報する。

#### イ 異常試験

常時（ボタン線短絡、混触時は常時、電池電圧異常は7日周期）通報装置を監視することにより、各種の異常の有無を診断し、異常がある場合は保守センターへ通報する。

保守センターでは、これら試験通報の内容に基づき保守者を即時派遣し点検・修理をする。

#### (2) 巡回保守

ア 3カ月に1回、巡回保守により装置の機能、特製の試験または測定を行い、かつ異常がある場合は、その原因となる部品の交換そのた必要な措置を行うとともに「試験」情報の内容を通報装置を通じて保守センターへ通報し試験をする。

イ 部品の交換は、通報装置に内蔵している電池、メッセージ録音媒体、表示用電球、ヒューズ、及び押しボタン用アクリル板を対象とする。

ウ 通報装置から110番通報をする場合は、事前に関係機関へ出合試験日程表を提出し、了解を得てから実施する。

エ ボタンを数箇所程度、設置者側に押下してもらい試験をする（非常ボタン位置等の再認識と感触の体感。）

#### (3) その他

ア 設置先で発報または防犯訓練等を実施した場合は、設置先へ連絡後、保守者を派遣して非常通報装置本体装置のシステム復旧及び押しボタンの復旧をする。

イ 通報装置のプログラムバグ修正及び必要とするプログラムのバージョンアップ

#### (4) 報告等

発報状況（試験発報を含む）、短絡・断線・混触・停電を含む機器の異常の発報状況及び保守点検の状況を毎月1回、関係機関に報告する。

### 9. 有償修理

納入者の故意又は過失及び地震・水害・落雷等天災による機器の不具合、破損等当社の責によらない機器の修理又は交換は有償とする。

### 10. 巡回保守の手続き

(1) 保守点検者は、通報装置の設置場所に到着の際、まず通報装置管理責任者に保守点検のための訪問の旨を告げ「保守巡回点検カード」を掲示し、管理責任者立会いのもとに保守点検を行う。

(2) 保守点検者は、保守点検を完了し異常のない場合は、通報装置の設置場所に備え付けられた「保守巡回点検カード」及び保守点検者が携行する「保守巡回点検カード」双方に点検月日及び点検結果を記入捺印のうえ、通報装置の管理責任者に閲覧し、双方に確

認印を受領する。

- (3) 通報装置に異常のある場合は、その原因をつきとめ修理可能なものは直ちに修理を行い、現場で修理困難なものについては、直ちに設置管理者に連絡してその指示を受ける。

## 1 1. 保守点検要領

### (1) パネル確認

通報装置の扉を開扉し、パネル部の各種ランプの確認をする。

### (2) 装置試験

通報装置が正しく作動するか試験をする。

### (3) 録音再生試験

録音の状態を聴取し、音量・明瞭度を確かめ必要によりボリュームの調整をする。

### (4) ダイヤルパルス試験

110番が正しくダイヤルされるかどうか試験をする。

### (5) 障害ブザー試験

押しボタンの配線が短絡した時にブザーが鳴動するかどうか試験をする。

### (6) 電池電圧試験

電池をチェックし必要により電池の交換をする。

### (7) 押しボタン試験

各押しボタンを押して通報装置を作動させ、ランプ点検・ブザー鳴動の確認をする。

### (8) 局線接続試験

電話加入回線との接続状況を点検する。

- (9) 最終点検時は、事前に山梨県警察本部通信指令課に連絡し、了解のもと110番ボタンを押下し、すべての設備機器動作状況、発報確認ランプ点灯（緑・赤）、受理用電話機鳴動、通話状況の確認を行うこと。

## 1 2. 運用指導

非常通報装置設置後、運用指導を行う機関と連携し、導入した保育所及び学童保育室で定期的に防犯訓練等、運用指導が行われるよう取り計らうこと。

以上